

裁判所

NAVI

裁判所って
どんなところ？



私たちの生活と裁判所

私たちは、毎日、社会生活のルールに従って生活しています。そのようなルールとしては、国民の代表者によって作られる法律や個人の間での取り決めである契約けいやくなどがあります。しかし、ルールを作っても、守られなければ何にもなりません。ルールが守られないことによって生じる紛争ふんそうを公平適正に解決する役割を果たしているのが裁判所です。

所大法廷



平成 22 年 7 月撮影

また、裁判所は、罪を犯した疑いで起訴^{きそ}された人について、適切な手続に従って、有罪か無罪か、有罪のときにどのような刑罰^{けいばつ}を科すべきかを決定します。

このように、裁判所は、公平な裁判を通して、不法^{しんがいはう}な侵害から私たちの権利と自由を守り、社会の正義を実現しているのです。

わが国の裁判所制度

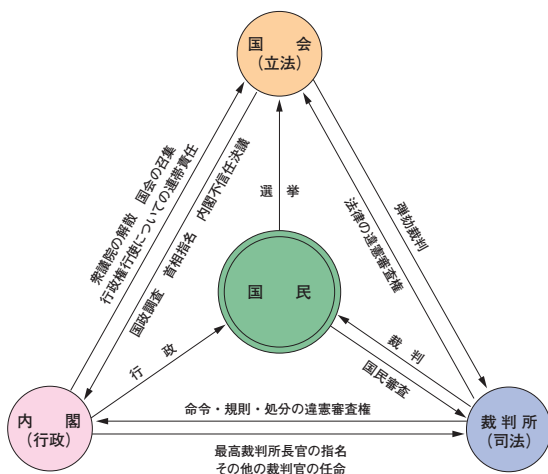
■日本国憲法の制定

日本国憲法は、昭和21年11月3日に公布され、翌22年5月3日から施行されました。

日本国憲法では、基本的人権の尊重と国民主権の原則のもとに、三権分立制度が確立され、裁判所は、国会や内閣から完全に独立した司法権の主体となりました。さらに、裁判所には、法律等が憲法に違反しているかどうかを判断する違憲審査権が与えられました。

■三権分立

三権分立制度とは、国の立法権、行政権、司法権をそれぞれ独立した機関に分け与えることによって、一つの機関に権力が集中して、濫用^{らんよう}されるおそれをなくするための仕組みのことです。

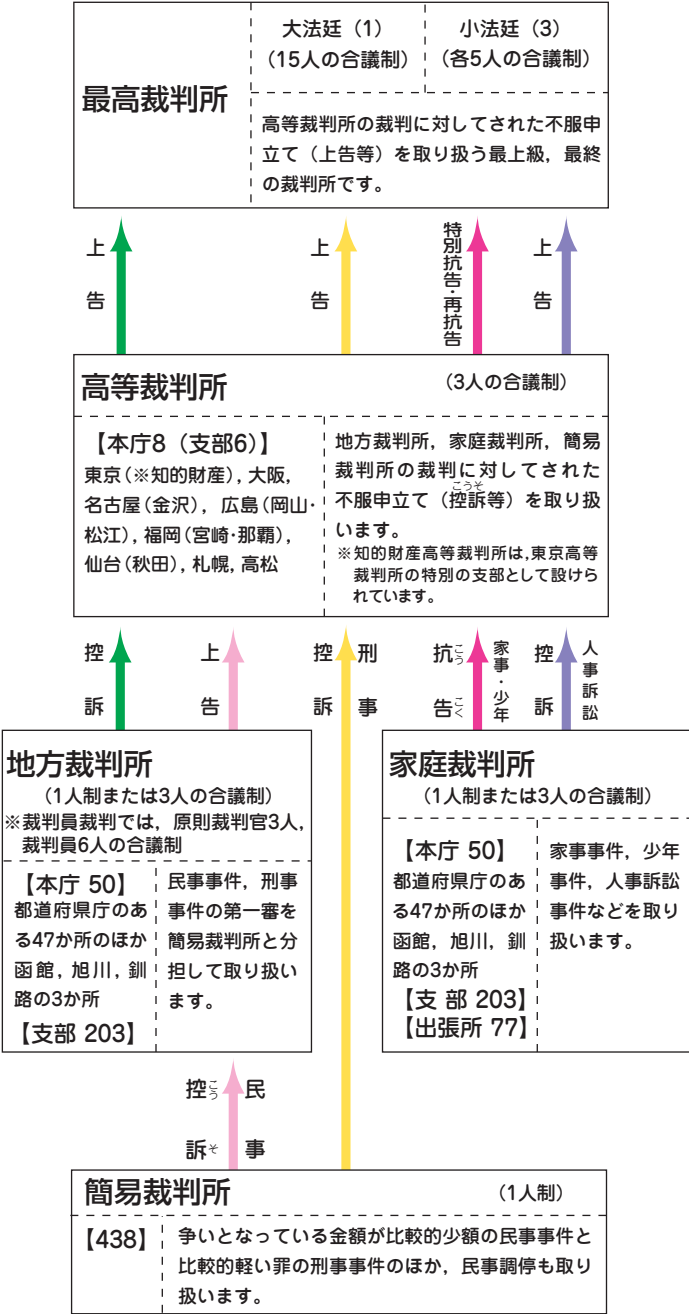


■三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいけないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。

■裁判所の種類



いろいろな裁判

■民事裁判

貸したお金を返してくれないなど私たちの日常生活に起こる法律上の争いを判断して、解決するのが民事裁判です。

民事裁判は訴えの提起により開始します。訴えた方を原告、訴えられた方を被告といい、代理人を選任することができます。裁判官は、法廷で、双方の言い分を確かめ、証拠を調べた上で、法律に照らし判決を言い渡します。

また、お互いに譲り合って円満解決するために裁判官や調停委員の仲立ちで、話し合いによる争いの解決を図る「和解」や「調停」の手続もあります。



民事単独法廷

1 裁判官 2 裁判所書記官 3 裁判所事務官 4 原告代理人 5 被告代理人



ラウンドテーブル法廷

民事裁判では、裁判官と当事者がだ円形のテーブルを囲んで着席することのできる「ラウンドテーブル法廷」も利用することができます。裁判官も当事者も、お互いにリラックスした雰囲気（ふんいき）で話をすることができます。